

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

埼玉県上里町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。
(上里農業振興地域内の区域)

2 促進計画の目標

1. 上里町

(1) 現況

北部地域は、神流川と烏川の川沿いの沖積低地の田畑地帯であり、米麦、露地野菜、施設野菜を主体とする農業生産を展開している。

中部地域は、沖積低地の田畑地帯であり、米麦、施設野菜、畜産、果樹等を中心とした多作目による複合経営が主体となっている。

南部地域は、供積台地の古い扇状地からなり、畑の面積が多く露地野菜、施設野菜、畜産を中心とした複合経営が主体となっている。

販売体制については、集出荷施設の利用や契約販売等を行っており、今後は計画的組織的販売体制の確立、技術の向上、一部農家で取り入れている有機農業や、自然・環境に優しい減農薬・減化学肥料の農産物栽培が必要である。

農村地域と都市地域の格差が次第に開きつつある現況を踏まえ、早急に農村地域の生活環境整備等の条件整備が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、同項1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上里農業振興地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。